

## 生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地球環境保全について

- (1) 地球環境保全対策として、環境税の創設等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入や省エネルギーの促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

- (2) 地球温暖化に伴う動植物への影響について、調査・分析を実施するとともに、適切な保護対策を講じること。

### 2. アスベスト対策について

- (1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立すること。

また、定期的な検査等による経過観察に要する費用について財政措置を講じること。

- (2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な支援措置を講じること。

### 3. 浄化槽設置整備事業等について

- (1) 浄化槽設置整備事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 合併処理浄化槽への転換を促進するため、既存の単独処理浄化槽等の撤去費について、財政措置の拡充を図ること。

### 4. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

### 5. 火葬場等の施設整備事業について、都市自治体の現状を考慮しつつ、円滑な執行が確保されるよう、十分な財政措置を講じること。

### 6. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、支援を行うこと。